

平成28年12月に支給する期末手当の特例措置に関する規則をここに公布する。

平成28年11月30日

佐賀県人事委員会委員長 大 西 憲 治

佐賀県人事委員会規則第27号

平成28年12月に支給する期末手当の特例措置に関する規則

(減額改定対象職員等となった者の改正県職員給与条例附則第3条第1号の給料等の月額算定の基準となる日の特例)

第1条 佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例(平成28年佐賀県条例第40号。以下「改正県職員給与条例」という。)附則第3条第1号及び佐賀県公立学校職員給与条例等の一部を改正する条例(平成28年佐賀県条例第41号。以下「改正学校職員給与条例」という。)附則第2条第1号の人事委員会規則で定めるものは、平成28年4月1日から同年12月1日(同月に支給する期末手当について佐賀県職員給与条例(昭和26年佐賀県条例第1号。以下この条及び次条において「県職員給与条例」という。)第16条の5第6項若しくは第17条第1項後段又は佐賀県公立学校職員給与条例(昭和32年佐賀県条例第44号。以下この条及び次条において「学校職員給与条例」という。)第20条第1項後段若しくは第22条第6項の規定の適用を受ける職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日。以下「基準日」という。)までの期間の全期間が職員として在職した期間又は人事交流等により次に掲げる者として勤務した期間である者とする。

- (1) 県職員給与条例又は学校職員給与条例の適用を受ける職員
- (2) 佐賀県現業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和37年佐賀県条例第59号)の適用を受ける職員
- (3) 佐賀県の地方公営企業に勤務する職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和42年佐賀県条例第6号)の適用を受ける職員
- (4) 国家公務員
- (5) 佐賀県職員の退職手当に関する条例(昭和28年佐賀県条例第59号。以下この条において「退職手当条例」という。)第7条第5項第2号に規定する地方公共団体等の職員
- (6) 退職手当条例第7条第5項第4号に規定する特定一般地方独立行政法人等職員
- (7) 公益的法人等への佐賀県職員の派遣等に関する条例(平成13年佐賀県条例第46号)第13条第1号に規定する退職派遣者

2 改正県職員給与条例附則第3条第1号及び改正学校職員給与条例附則第2条第1号の人事委員会規則で定める日は、平成28年4月2日(同日から基準日までの期間において新たに職員となった日(当該期間において、職員が人事交流等により引き続いて前項各号に掲げる者となり、引き続き当該各号に掲げる者として勤務した後、引き続いて職員となった場合における当該日を除く。))がある場合は当該日(当該日が2以上あるときは、当該日のうち最も遅い日)から基準日までの期間における減額改定対象職員等(改正県職員給与条例附則第3条第1号に規定する減額改定対象職員又は改正学校職員給与条例第1条の規定による改正後の学校職員給与条例別表第1から別表第4までの適用を受ける職員をいう。以下同じ。)となった日のうち最も早い日とする。

(在職しなかった期間等がある職員の改正県職員給与条例附則第3条第1号の月額算定の基準となる日の特例)

第2条 改正県職員給与条例附則第3条第1号及び改正学校職員給与条例附則第2条第1号の人事委員会規則で定める期間は、次に掲げる期間とする。

- (1) 職員として在職しなかった期間(基準日まで引き続いて在職した期間以外の在職した期間であって、平成28年4月1日から基準日までの間において、職員が人事交流等により引き続いて前条第1項各号に掲げる者となり、引き続き当該各号に掲げる者として勤務した後、引き続いて職員となり、基準日まで引き続き在職した場合における当該各号に掲げる者となる前の職員として引き続き在職した期間以外のものを含み、同月からこの規則の施行の日(次項において「施行日」という。)の属する月の前月までの間の月の中途において、同条第1項第1号から第3号までに掲げる者(以下この号において「佐賀県公立学校職員等」という。)であった者から人事交流等により引き続き新たに職員となった場合における新たに職員となった月の初日から新たに職員となった日の前日までの期間のうち佐賀県公立学校職員等として勤務した期間(以下この条において「佐賀県公立学校職員等期間」という。)を除く。)
 - (2) 休職期間(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条第2項及び職員の分限に関する条例(昭和27年佐賀県条例第18号)第2条の規定により休職にされていた期間(給料の全額を支給された期間を除く。)をいう。)、専従休職期間(地方公務員法第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受けていた期間をいう。)、大学院修学休業期間(教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第26条第1項に規定する大学院修学休業をしていた期間をいう。)、派遣期間(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和63年佐賀県条例第3号)第2条第1項、公益的法人等への佐賀県職員の派遣等に関する条例第2条第1項又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の17第1項(同法第292条の規定により準用する場合を含む。)の規定により派遣されていた期間(給料の全額を支給された期間を除く。)をいう。)、育児休業期間(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第2条第1項の規定により育児休業をしていた期間をいう。)、育児短時間勤務等時間(同法第10条第1項に規定する育児短時間勤務及び同法17条の規定による短時間勤務をしていた期間をいう。)、自己啓発等休業期間(地方公務員法第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業をしていた期間をいう。))若しくは配偶者同行休業(地方公務員法第26条の6第1項に規定する配偶者同行休業をしていた期間をいう。))又は佐賀県公立学校職員等期間におけるこれらに相当する期間
 - (3) 停職期間(地方公務員法第29条第1項の規定により停職にされていた期間をいう。))又は佐賀県公立学校職員等期間におけるこれに相当する期間
 - (4) 佐賀県職員の育児休業等に関する条例(平成4年佐賀県条例第2号)第23条、職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年佐賀県条例第18号)第24条第3項、職員の修学部分休業に関する条例(平成17年佐賀県条例第7号)第3条若しくは営利企業への従事等の制限に関する規則(昭和26年佐賀県人事委員会規則第12号)第3条第2項の規定により給与を減額された期間又は佐賀県公立学校職員等期間におけるこれらに相当する期間
 - (5) 県職員給与条例第12条若しくは学校職員給与条例第13条の規定により給与を減額された期間又は佐賀県公立学校職員等期間におけるこれらに相当する期間
 - (6) 減額改定対象職員等以外の職員であった期間又は佐賀県公立学校職員等期間におけるこれに相当する期間
- 2 改正県職員給与条例附則第3条第1号及び改正学校職員給与条例附則第2条第1号の人事委員会規則で定める月数は、平成28年4月から施行日の属する月の前月までの各月のうち次のいずれかに該当する月の数とする。
- (1) 前項第1号、第2号、第4号又は第6号に掲げる期間のある月
 - (2) 前項第3号又は第5号に掲げる期間のある月(前号に該当する月を除く。)であって、その月について支給された給料の額(佐賀県公

立学校職員等期間のある月にあつては、給料及びこれに相当する給与の額の合計額)が改正県職員給与条例附則第3条第1号又は改正学校職員給与条例附則第2条第1号に規定する合計額に100分の0.065を乗じて得た額に満たないもの

(平成28年6月1日において減額改定対象職員等であつた者に含めない職員)

第3条 改正県職員給与条例附則第3条第2号及び改正学校職員給与条例附則第2条第2号の人事委員会規則で定める者は、平成28年6月1日において減額改定対象職員等であつた者のうち、同日から基準日までの期間引き続き在職した者(当該期間の全期間が職員として在職した期間又は人事交流等により第1条第1項各号に掲げる者として勤務した期間である者を含む。)以外の者とする。

(端数計算)

第4条 改正県職員給与条例附則第3条第1号若しくは改正学校職員給与条例附則第2条第1号に規定する合計額に100分の0.065を乗じて得た額又は改正県職員給与条例附則第3条第2号若しくは改正学校職員給与条例附則第2条第2号に掲げる額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(雑則)

第5条 この規則に定めるもののほか、平成28年12月に支給する期末手当に関する特例措置の実施に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成28年12月1日から施行する。

(平成23年12月に支給する期末手当の特例措置に関する規則の廃止)

2 平成23年12月に支給する期末手当の特例措置に関する規則(平成23年佐賀県人事委員会規則第34号)は、廃止する。